

大学生28人が40日間の地域実習を本町で実施

2016年より南三陸町で約40日間の地域実習を行っている大正大学地域創生学部。今年は、1年生18人と一昨年度に来町していた3年生10人の計28人が、9月19日(水)から10月30日(火)までの42日間を南三陸で活動。出発前、期待と不安が入り混じる学生にインタビューをしました。

一人でも多くの南三陸の人々と関わりたい！

大正大学1年生
筒井涼斗さん(神奈川県横浜出身)
菅原汐里さん(山形県酒田市出身)



1年生18人は、フィールドワークや講義、調査活動を通じて南三陸町の地域課題を発見していく

筒井さん「震災のとき、知り合いが緊急援助隊として被災地に派遣されていました。その話を聞いていたので、入試の面接のときから地域実習では南三陸に行きたい！とアピールしていたので実現してうれしい。特に防災について学びたいですね」

菅原さん「私は、同じ東北の山形県酒田市出身ですが、日本海側と太平洋側では風土が異なると思うので、南三陸に滞在できることを楽しみにしています。先輩たちもご飯がおいしいと話していて、とても楽しみです」

筒井さん「せっかく40日間も滞在するので、地元の人とたくさんコミュニケーションを図っていければと思います。住んでいる人にしか分からないことをたくさん吸収したいと思います」

菅原さん「私は将来、地元に戻って地元の活性化をしていきたいと思っています。全国いろいろなところを旅するのも好きですが、40日間一つの地域に入って活動できることは、たくさん学びを得られるチャンスだと思っています。『住んでいる人にとって心地よい地域とはなにか』ということを考えながら過ごしていきたいです」

筒井さん&菅原さん「南三陸の皆さんにお会いできることを楽しみにしています。40日間、よろしくお祈りします！」

星野さんは1年生だった2年前にも、南三陸で約40日間にわたる地域実習に参加していた。そのことを「本当にこれまでの価値観が一変した40日間だった。学校や書籍で勉強していた『地域活性』などでは実感しきれなかった『地域のリアル』を感じることができました」と振り返る。

それ以来、星野さんは幾度となく南三陸に足を運んでいる。「実習中にさまざまな人との出会いがあったことで、南三陸に行くことは、実家に帰るような感覚となっていきました」という。

2年生となった昨年は、東京で地域の産品などをPR販売する実習を実施。一昨年の実習から、メンバー各自でさまざまな地域に訪れるなどの経験をしてきたからこそ「2年前より成長している姿を南三陸の人にしっかりと見せたい。それが恩返しですね」と星野さんは意気込む。3年生の地域実習では、自分たちの調査活動だけでなく、町内の企業と協働しながら商品開発や提案などを行っている予定だ。「南三陸の人々は、東京では出会えないような生き方をしている人ばかりで、価値観も多様だと思う。新たな出会いも楽しみに、これまでもお世話になっている人たちには『おかえりなさい』と言って迎え入れてくれたらうれしいです」



1年時の地域実習で発表をする星野洸太さん

成長した姿を見せることが、恩返し

大正大学3年生
星野洸太さん(栃木県高根沢町出身)

もうすぐ国保の保険証の更新時期です

9月末に新しい国保の保険証をお送りしますので、郵便の転送届の確認をお願いします。10月から古い保険証は使えなくなりますので、町民税務課または歌津総合支所へお返しく下さい。

なお、自身で処分する場合は、個人情報の取り扱いに十分注意してください。

■国保の保険証の有効期限が変わります

10月1日から使用する新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日です。

これは、70歳以上の人に交付される高齢受給者証の有効期限に合わせて変更されます。

年度	更新時期	有効期限
平成30年度	平成30年10月1日	平成30年10月1日～平成31年7月31日
平成31年度	平成31年8月1日	平成31年8月1日～平成32年7月31日

※有効期限の変更に伴う手続きなどはありません。

町民税務課医療給付係 ☎46-1373

止めて！河川敷での不法占用

河川は、公共用物という性格から、河川管理上支障なく、また、他の利用者や付近住民に支障にならないような利用については、誰もが自由に使用することができます。

しかし、河川敷での不法占用(不法耕作や不法係留)は、一部の人が公共の土地を独占的に使用することにより、他の利用者の自由使用の妨げになるだけでなく、堤防や護岸などの損傷・弱体化、水質汚染など、河川を管理する上で支障となるため、河川法により許可されている場合などを除き、禁止または制限されています。

宮城県気仙沼土木事務所行政班 ☎24-2539